

2022年12月15日

日本医学会分科会 事務局御中

日本医学会

「医療法第6条の第11第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体」
の一部改正について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和4年12月7日付にて、厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室より、別添の通り、「医療法第6条の第11第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体」の一部改正につきまして、周知依頼がございましたので、貴会の会員各位に周知の程よろしく申し上げます。

なお、関連 URL は下記の通りです。

○法令・通知等（医療安全対策）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03125.html

なお、詳細は、厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室（担当：清水氏、電話：03-5253-1111（内2580））にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

本件の担当

日本医学会事務局 高橋

Tel 03-3946-2121（内4260）

Fax 03-3942-6517